

平成 22 年度地方公共団体の環境配慮契約取組実態調査の概要

平成 22 年度は 20 年度及び 21 年度に引き続き、環境省において地方公共団体の環境配慮契約の取組状況に関するアンケート調査を実施した。以下に、調査結果概要の一部を示す。

1. 環境配慮契約法の認知度

「環境配慮契約法の内容を知っている」と回答した割合は地方公共団体全体で 31.2%であった。

団体の規模別にみると、都道府県・政令市では、環境配慮契約法の認知度は 92.4%と極めて高くなっている一方で、町村では 83.7%が「聞いたことはあるが、内容については知らない」もしくは「知らない」と回答しており、地方公共団体の規模によって環境配慮契約法の認知度に大きな差異がみられる。

平成 21 年度の調査結果と比較すると、「環境配慮契約法の内容を知っている」とする回答は地方公共団体全体では 30.3%（平成 20 年度 27.2%）が 31.2%となっている。また、「聞いたことはあるが、内容については知らない」と回答した割合も地方公共団体全体では 44.5%（同 38.1%）が 43.9%と横ばいであり、環境配慮契約法の認知度は平成 20 年度に比べると若干高まりつつあるが、未だ不十分な状況にある。

このように、都道府県・政令市においては環境配慮契約法について高い認知度を示しているものの、区市及び町村においては、今後とも引き続き環境配慮契約法の普及が課題となっており、法の認知度の向上及び内容の周知が必要と考えられる。

表 1 環境配慮契約法の認知度

規模	内容を 知っている	聞いたことは あるが内容は 知らない	知らない	回答なし	合計
都道府県 ・政令市	61 92.4%	5 7.6%	0 0.0%	0 0.0%	66 100.0%
区 市	265 40.5%	270 41.2%	115 17.6%	5 0.8%	655 100.0%
町 村	104 15.8%	330 50.2%	220 33.5%	3 0.5%	657 100.0%
合 計	430 31.2%	605 43.9%	335 24.3%	8 0.6%	1,378 100.0%

2. 契約方針の策定状況

「契約方針を既に策定している」と回答した割合は地方公共団体全体では、わずか2.3%となっている一方で、「現時点では環境配慮契約に取り組むかどうか分からない」とする回答が88.1%を占めている。

団体の規模別にみると、都道府県・政令市では、策定済みが24.2%、今後策定予定または策定したいとする団体が37.9%となっており、策定済みと合わせて62.1%となっている。しかしながら、「現時点では環境配慮契約に取り組むかどうか分からない」とする回答が、区市では89.2%、町村では92.1%となっており、ほとんどの団体において環境配慮契約への取組意向は不透明な状況にある。

平成21年度の調査結果と比較すると、地方公共団体全体及び各団体の規模（都道府県・政令市、区市、町村）において、「現時点では環境配慮契約に取り組むかどうか分からない」とする回答の割合が増加している。

このように、都道府県・政令市では62.1%の団体が契約方針を策定する方向で進めているものの、区市及び町村においては、契約方針の策定を含む環境配慮契約への取組が依然として遅れている状況にあり、区市町村に対し、地域や団体の規模に応じた具体的な環境配慮契約の方法等を示す必要があると考えられる。

表2 契約方針の策定状況

規模	策定済み	策定予定	今後策定したい	取り組むかどうか不明	回答なし	合計
都道府県・政令市	16 24.2%	1 1.5%	24 36.4%	25 37.9%	0 0.0%	66 100.0%
区市	13 2.0%	3 0.5%	51 7.8%	584 89.2%	4 0.6%	655 100.0%
町村	3 0.5%	2 0.3%	46 7.0%	605 92.1%	1 0.2%	657 100.0%
合計	32 2.3%	6 0.4%	121 8.8%	1,214 88.1%	5 0.4%	1,378 100.0%

3. 契約方針の策定状況

平成22年度の地方公共団体における環境配慮契約の取組状況は、以下のとおりである（ESCO事業については平成21年度の実績）。

（1）電気の供給を受ける契約

電力の購入に係る環境配慮契約に取り組んでいる地方公共団体は全体の2.6%（全庁的または一部機関の合計）となっている。

団体の規模別にみると、都道府県・政令市では、環境配慮契約に取り組んでいる

団体が33.3%、取組を検討中が19.7%で、合わせて53.0%となっている。一方、取り組む予定なしとする回答が、区市では91.9%、町村では95.9%にのぼり、区市及び町村における電力の購入に係る環境配慮契約への取組意向は極めて低い。

取組に当たっての阻害要因としては、一般競争入札を行っていないとする回答が50.7%と半数以上で最も多く、次いで、環境配慮契約制度がわからない(39.8%)、どのような基準にすればよいかわからない(29.0%)の順番であり、平成21年度と理由・順位ともに同様の結果となっている。このため、環境配慮契約に関する具体的かつわかりやすい情報が求められていると考えられる。

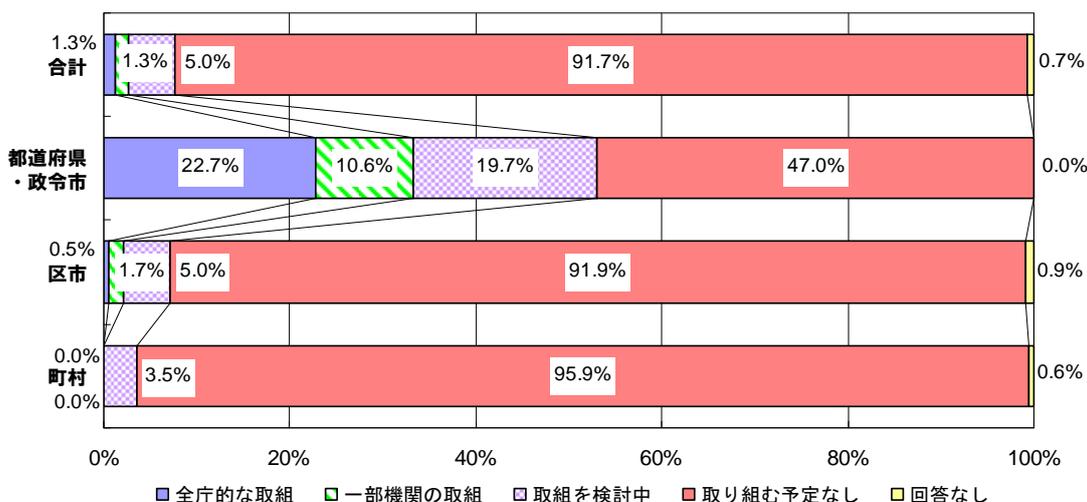


図1 電力の購入に係る環境配慮契約の取組状況

(2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

自動車の購入等に係る環境配慮契約に取り組んでいる地方公共団体は全体の4.3%（全庁的または一部機関の合計）となっている。

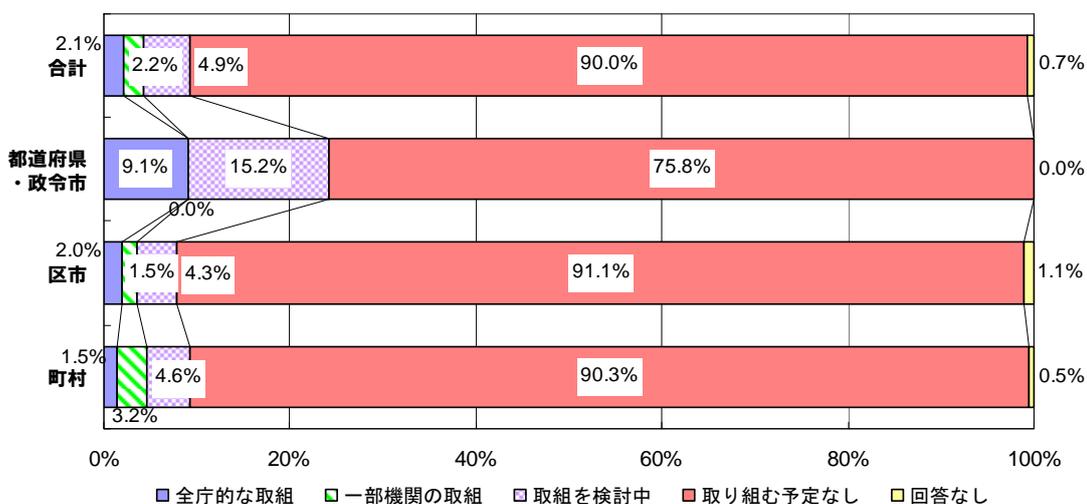


図2 自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約の取組状況

団体の規模別にみると、都道府県・政令市では、環境配慮契約に取り組んでいる団体が9.1%、取組を検討中が15.2%で、合わせて24.3%となっている。一方、取り組む予定なしとする回答が、都道府県では75.8%、区市では91.1%、町村では90.3%となっており、都道府県・政令市も含め、自動車の購入等に係る環境配慮契約への取組意向は低い状況にある。

取組に当たっての阻害要因としては、調達する台数が少ないため必要性に乏しいとする回答が53.9%と最も多いが、環境配慮契約制度がわからないとする回答も47.6%と半数近くを占め第2位となっている。また、都道府県・政令市では、グリーン購入に取り組んでいるので必要性がないとする回答が47.0%と最も多くなっており、次いで、初期価格上昇の懸念が36.4%となっている。このため、具体的かつわかりやすさに加え、グリーン購入法と環境配慮契約法の違いに関する説明や自動車のランニングコストを含めたメリット等の情報提供も重要である。

(3) 船舶の調達に係る契約

船舶の調達に係る契約は、平成22年2月の基本方針の改定に伴い、新規の契約類型として追加されたものである。

平成22年度において、船舶の調達に当たって環境配慮契約に取り組んでいると回答した地方公共団体は0.7%（環境配慮型船舶プロポーザル方式0.1%、小型船舶の裾切り方式0.6%）であった。船舶を保有する地方公共団体が少ないことから、取組状況も少ない結果となっている。今後一層の普及・啓発が重要と考えられる。

(4) ESCO 事業に係る契約

平成21年度にESCO事業を実施した実績があるとする地方公共団体は全体の1.7%であり、平成20年度とほぼ同様の結果となっている。

表3 ESCO事業を実施した実績の有無

規模	実績がある	実績はない	回答なし	合計
都道府県・政令市	7 10.6%	59 89.4%	0 0.0%	66 100.0%
区市	11 1.7%	634 96.8%	10 1.5%	655 100.0%
町村	6 0.9%	642 97.7%	9 1.4%	657 100.0%
合計	24 1.7%	1335 96.9%	19 1.4%	1,378 100.0%

団体の規模別にみると、都道府県・政令市では、実施した実績があるという回答が10.6%となっているが、区市では96.8%、町村では97.7%に当たる団体が実施し

た実績がないとしている。

(5) 建築設計に係る契約

平成 22 年度に建築設計の契約において環境配慮型プロポーザル方式を制度として位置づけているとする地方公共団体は全体のわずか 0.6%となっている。

団体の規模別にみると、都道府県・政令市では、制度として位置づけている団体は 6.1%となっているが、区市では 0.5%、町村では 0.2%に止まっている。

環境配慮型プロポーザル方式の導入に当たって障害となっていることのうち、「建築設計にプロポーザル方式を実施した例が乏しい」とする回答が最も多く 41.1%を占めている。規模別にみると、都道府県・政令市では「どのような項目を設定したらよいかわからない」が 25.8%、「プロポーザル方式における評価・審査体制をつくりにくい」とする回答が 22.7%となっている。

表 4 環境配慮型プロポーザル方式の制度化

規 模	制度として 位置づけて いる	制度として 位置づけて いない	回答なし	合 計
都道府県 ・政令市	4 6.1%	62 93.9%	0 0.0%	66 100.0%
区 市	3 0.5%	644 98.3%	8 1.2%	655 100.0%
町 村	1 0.2%	649 98.8%	7 1.1%	657 100.0%
合 計	8 0.6%	1355 98.3%	15 1.1%	1,378 100.0%

4. 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因

環境配慮契約に取り組む上での阻害要因としてあげられた理由は、以下のとおりである。

(1) 地方公共団体全体

地方公共団体全体では、「人的余裕がない、担当者の負担増」が 44.0%（平成 21 年度比 3.6 ポイント増）、「環境配慮契約に関する情報がない」が 43.3%（同 3.3 ポイント減）を占め、次いで、「組織としての環境配慮契約に対する意識が低い」が 41.5%（同 0.4 ポイント増）が阻害要因としてあげられた理由のうちで 40%を超えるものである。

以下、「財政的な余裕がない」が 36.3%（同 0.7 ポイント増）、「環境配慮契約に関する方針や指針がない」が 33.6%（新規選択肢）、「担当者の環境配慮契約に対する意識が低い」が 30.1%（0.4 ポイント減）であり、これらの回答結果は、人的余裕が

ないとする回答が 3 位から 1 位へ上がったこと以外は、平成 21 年度の調査結果とほぼ同様で、阻害要因については大きな変化はない。

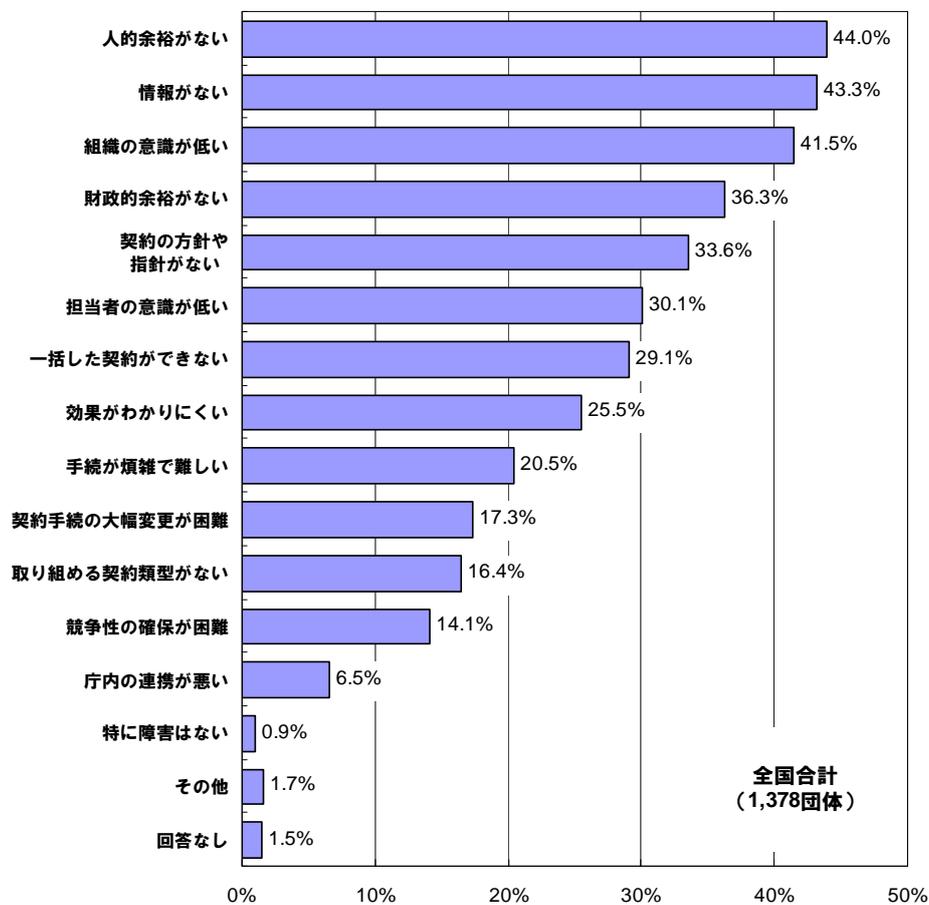


図 3 環境配慮契約の阻害要因（地方公共団体全体）

（２）団体規模別

都道府県・政令市では、「人的余裕がない、担当者の負担増」が最も多く 43.9%（平成 21 年度比 0.8 ポイント増）となっている。以下、「一括した環境配慮契約ができない」が 42.4%（同 2.4 ポイント増）、「環境配慮を推進した場合の効果がわかりにくい」が 39.4%（同 0.6 ポイント減）、「手続きが煩雑で難しい」が 34.8%（同 6.6 ポイント増）、「財政的な余裕がない」が 27.3%（同 1.9 ポイント減）となっている。

区市及び町村における阻害要因の上位 1 位～5 位を列举すると、区市は、「人的余裕がない、担当者の負担増」が 43.1%（平成 21 年度比 4.6 ポイント増）で最も多く、「環境配慮契約に関する情報がない」が 39.4%（同 6.0 ポイント減）、「組織としての環境配慮契約に対する意識が低い」が 38.0%（同 1.7 ポイント増）、「財政的な余裕がない」が 36.3%（同 2.1 ポイント増）、「環境配慮契約に関する方針や指針がない」32.8%（新規選択肢）である。町村は、「環境配慮契約に関する情報がない」が

49.0%（平成 21 年度と同じ）で最も多く、「組織としての環境配慮契約に対する意識が低い」が 47.0%（平成 21 年度比 0.3 ポイント減）、「人的余裕がない、担当者の負担増」が 44.9%（同 2.8 ポイント増）、「担当者の環境配慮契約に対する意識が低い」37.3%（同 1.1 ポイント減）、「財政的な余裕がない」37.1%（同 0.2 ポイント減）となっている。

都道府県・政令市では、区市町村において上位にあげられなかった「環境配慮契約を推進した場合の効果がわかりにくい」「手続きが煩雑で難しい」「契約手続きの大幅な変更が困難」という理由も多くなっている。これは、環境配慮契約に関する認知度や契約方針の策定をはじめとした取組が進んでいる都道府県・政令市において実務に当たって認識された課題であると考えられる。

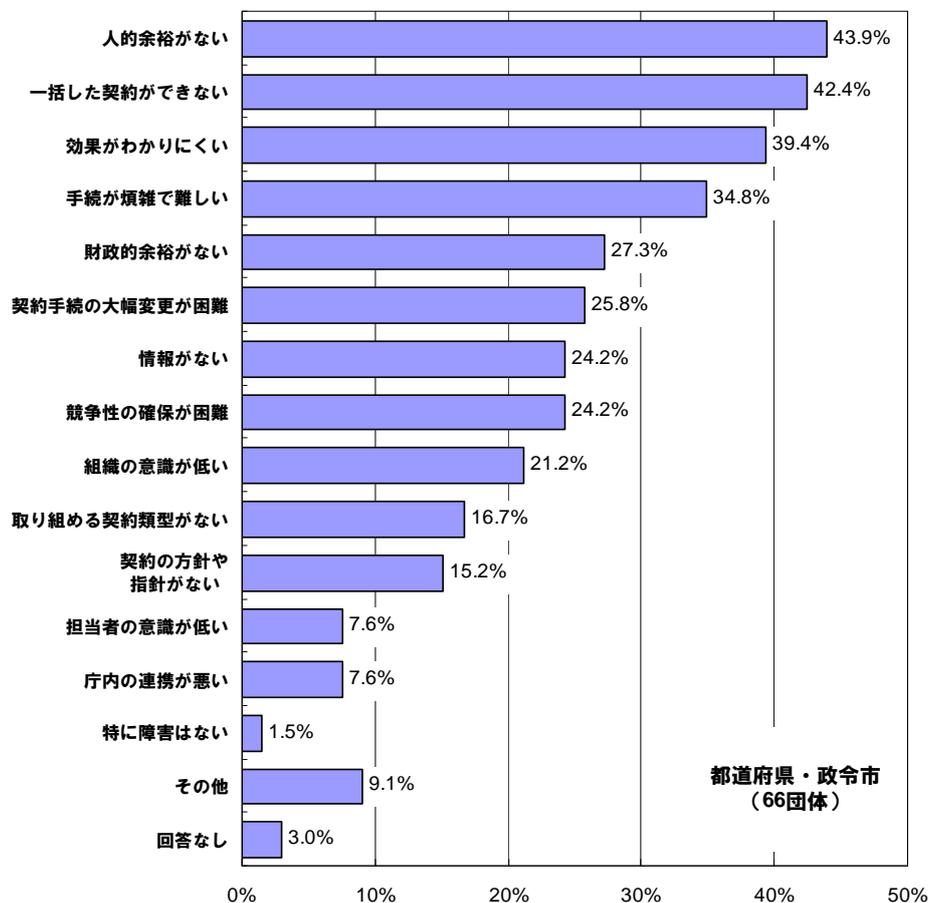


図 4 環境配慮契約の阻害要因（都道府県・政令市）